

利用者の負担が多くかかったときは、申

高額サービス費

1割～3割の利用者負担が多くかかったときは、高額サービス費が支給(払い戻し)されます。

- 介護保険のサービス(総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも含まれます。詳細は18ページ)を利用した場合に支払う利用者負担額が一定の上限額を超えたときは、申請により、その超えた額が高額サービス費(総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを利用した場合は高額介護予防サービス費相当事業費)として支給されます。
- なお、この場合の利用者負担額には、施設等における食費・居住(滞在)費、日常生活費・その他保険給付外のサービスに係る費用・福祉用具購入や住宅改修に係る利用者負担分は含まれません。
- 同一世帯に介護保険サービス利用者(総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも含まれます。)が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができます。

[高額サービス費の利用者負担上限額]

利用者負担段階		利用者負担上限額(月額)	
		個人の場合	世帯合算の場合
第1段階	生活保護を受給している方、 世帯全員が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している方	15,000円	24,600円 ^(※3)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額 ^(※1) と 合計所得金額 ^(※2) の合計が80万円以下の方		
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 利用者負担段階が第1・2段階以外の方	24,600円	
第4段階	市町村民税課税世帯で、第1～3段階及び 第5～6段階以外の方	44,400円	
第5段階	同一世帯内の第1号被保険者に課税所得が 380万円以上～690万円未満(年収約770万円以上 ～約1,160万円未満)の方がいる世帯	93,000円	
第6段階	同一世帯内の第1号被保険者に課税所得が 690万円以上(年収約1,160万円以上)の方がいる世帯	140,100円	

(※1)公的年金収入額には遺族・障害年金などの非課税年金は含みません。

(※2)合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得(特別控除前)、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得(繰越控除前)も含まれます。ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除し、本人が市町村民税非課税の場合、公的年金収入に係る雑所得(公的年金の所得)を控除した額とします。

また、合計所得金額は、給与所得(給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得調整控除が行われている場合には、その控除前の金額)から、10万円を控除した額とします。

なお、合計所得金額がマイナスの場合は「0円」として計算します。

(※3)生活保護受給者は、世帯合算の上限が適用されず、個人ごとに計算されます。

請により払い戻しされる制度があります。

高額医療合算介護サービス費

1割～3割の利用者負担が多くかかったときは、高額医療合算介護サービス費が支給（払い戻し）されます。

- 1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険各制度（職場の健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度）を利用した際に支払う利用者負担額と、介護保険のサービス（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも含まれます。詳細は18ページ）を利用したときに支払う利用者負担額の合算額が、一定の上限額を超えたときは、申請により、その超えた額が高額医療合算介護サービス費（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを利用した場合は高額医療合算介護予防サービス費相当事業費）として支給されます。
- なお、この場合の利用者負担額には、施設等における食費・居住（滞在）費、日常生活費・その他保険給付外のサービスに係る費用・福祉用具購入や住宅改修に係る利用者負担分は含まれません。
- 原則として、基準日時点（7月31日）に加入する医療保険各制度の窓口を支給申請を行うこととなります。

[限度額]

所得区分 (課税所得金額) ※職場の健康保険に加入している方の場合、区分は異なります。		利用者負担上限額(合算額)(年額)	
		<70歳以上の方がいる世帯> ●後期高齢者医療制度+介護保険 ●職場の健康保険または 国民健康保険+介護保険(※1)	<70歳未満の方がいる世帯> ●職場の健康保険または 国民健康保険+介護保険(※2)
現役並み所得者	690万円以上	212万円	212万円
	380万円以上～ 690万円未満	141万円	141万円
	145万円以上～ 380万円未満	67万円	67万円
一般	145万円未満 (※4)	56万円	60万円
市町村民税 非課税	低所得Ⅱ	31万円	34万円
	低所得Ⅰ	19万円(※3)	

- (※1-2) 対象となる世帯に高齢受給者(70歳～74歳)と70歳未満が混在する場合には、
 ①まずは高齢受給者に係る自己負担合算額に(※1)区分の限度額が適用された後、
 ②なお残る負担額と70歳未満の自己負担額を合算した額に(※2)区分の限度額が適用されます。
- (※3) 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、合算限度額19万円が高額サービス費の限度額(年間約30万円)を下回るため、低所得Ⅱの合算限度額が適用されます。
- (※4) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。



その他、所得の低い方などに対して、

特定入所者介護サービス費

- 介護保険施設に入所(短期入所を含む。)している下表に掲げる所得の低い方で一定以上の資産がない場合は、申請により、食費・居住(滞在)費の負担限度額と基準費用額の差額が特定入所者介護サービス費として給付されます。
- ただし、利用者負担額が基準費用額を超えないときは、実際に負担した費用と負担限度額の差額が給付されます。なお、通所サービスやグループホームなどは対象になりません。

[特定入所者介護サービス費の基準費用額及び負担限度額(日額)]

単位:円

利用者負担段階	食費		居住(滞在)費				預貯金等の資産上限額(※4)		
	基準費用額	負担限度額(短期入所利用時)	区分	基準費用額(令和6年7月31日まで)	基準費用額(令和6年8月1日から)(※3)	負担限度額(令和6年7月31日まで)	負担限度額(令和6年8月1日から)(※3)	本人のみの場合	配偶者がいる場合
【第1段階】 生活保護を受給している方、世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、老齢福祉年金を受給している方	1,445	300(300)	ユニット型個室	2,006	2,066	820	880	1,000万	2,000万
			ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養以外)	1,668	1,728	490	550		
			従来型個室(特養)	1,171	1,231	320	380		
			多床室(特養)	855	915	0	0		
			多床室(特養以外)	377	437	0	0		
【第2段階】 世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	1,445	390(600)	ユニット型個室	2,006	2,066	820	880	650万	1,650万
			ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養以外)	1,668	1,728	490	550		
			従来型個室(特養)	1,171	1,231	420	480		
			多床室(特養)	855	915	370	430		
			多床室(特養以外)	377	437	370	430		
【第3段階①】 世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円を超え120万円以下の方	1,445	650(1,000)	ユニット型個室	2,006	2,066	1,310	1,370	550万	1,550万
			ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養以外)	1,668	1,728	1,310	1,370		
			従来型個室(特養)	1,171	1,231	820	880		
			多床室(特養)	855	915	370	430		
			多床室(特養以外)	377	437	370	430		
【第3段階②】 世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が120万円を超える方	1,445	1,360(1,300)	ユニット型個室	2,006	2,066	1,310	1,370	500万	1,500万
			ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養以外)	1,668	1,728	1,310	1,370		
			従来型個室(特養)	1,171	1,231	820	880		
			多床室(特養)	855	915	370	430		
			多床室(特養以外)	377	437	370	430		

(※1) 住民票が別世帯となっている場合及び婚姻届を出していない事実婚の場合を含みます。

(※2) 合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得(繰越控除前)も含まれます。ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除し、本人の市民税が課税以外の方は、公的年金収入に係る雑所得(公的年金の所得)を控除した額とします。

また、合計所得金額は、給与所得(給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得調整控除が行われている場合には、その控除前の金額)から、10万円を控除した額とします。

なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

(※3) 令和6年8月1日以降、基準費用額(居住費)及び負担限度額(居住費)が60円/日引き上げとなります。

(※4) 本人の年齢が65歳未満の方については、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産上限額は1,000万円(配偶者がいる場合は2,000万円)となります。

<預貯金などの範囲>

- ・預貯金(普通・定期)、有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、金及び銀、投資信託、現金の合計から、負債(借入金、住宅ローンなど)を引いた差額により判定を行います。

費用が軽減される制度があります。

〈手続きについて〉

- 区役所に申請を行い「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。
- 介護保険施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示し、利用者は負担限度額を支払います。
- 特定入所者介護サービス費は、札幌市から保険給付として介護保険施設に支払います(現物給付)。

〈申請の方法〉

- ・預貯金などについては、基本的にはご本人の自己申告に基づいて判定します。
 - ・非課税年金については、原則は年金保険者から札幌市へ非課税年金の受給額が通知されますが、より正確に把握するために、受給している非課税年金の種別の申告をお願いします。
 - ・申請する際には、介護保険負担限度額認定申請書のほか、通帳の写しや証券会社の口座残高の写しなど、資産などの確認ができる書類の添付が必要となります。
 - ・介護保険負担限度額認定のために必要がある場合、札幌市から官公署、年金保険者などの関係機関に対して、照会することに同意していただく必要があります。
 - ・虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費などの支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額に加えて、支給された額の最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。
- 非課税年金(遺族年金と障害年金)について
 利用者負担段階の判定に用いる収入には、課税年金(老齢年金など)の収入に加え、非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入を含めて判定することになります。

〈非課税年金に含まれるもの〉

国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

〈非課税年金に含まれないもの〉

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

- 所得要件や資産要件に該当して負担軽減の対象外になった方でも、年度の途中において該当しなくなった場合は、その時点からの申請により負担軽減の対象となります。
- 市町村税課税層に対する特例減額措置について
 市町村民税課税世帯で負担軽減の対象外になった方でも、次の要件のすべてに該当する方は、申請をすることで、第3段階②の負担軽減を受けることができます。
 - ・2人以上の世帯の方(住民票が別世帯となっている配偶者も人数に含む。)
 - ・介護保険施設に入所(短期入所は含めない。)し、利用者負担第4段階の食費及び居住費を負担している方
 - ・世帯全員及び配偶者の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(P37※2)の合計額から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費、居住費)の見込額の合計額を除いた額が80万円以下の方
 - ・世帯全員及び配偶者の現金、預貯金などの合計額が450万円以下 など
 - ・世帯全員及び配偶者が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない方
 - ・世帯全員及び配偶者が介護保険料を滞納していない方



社会福祉法人利用者負担額減額

社会福祉法人などから下記のサービスを受けるとき、特に生計が困難な方については利用者負担、食費、居住（滞在）費及び宿泊費が軽減される場合があります。

〈社会福祉法人などが実施するサービス〉

介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、総合事業の訪問型サービス・通所型サービス

〈手続きについて〉

- 区役所に申請を行い「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」の交付を受ける必要があります。
- 社会福祉法人などが実施しているサービス事業所へ「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」を提示し、利用者は減額後のサービス利用費を支払います。

〈申請について〉

- ・申請する際は、社会福祉法人等利用者負担減額申請書のほか、通帳の写しや証券会社の口座残高の写しなど、資産などの確認ができる書類、源泉徴収票など、収入が確認できる書類の添付が必要となります。
- ・預貯金などについては、基本的にはご本人の自己申告に基づいて判定します。
- ・預貯金などの額は、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円が加算した額以下である必要があります。なお、預貯金には有価証券や債権なども含みます。
- ・年間収入については、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である必要があります。なお、年間収入には、非課税年金や仕送りなども含みます。
- ・これらの要件のほかに、親族等に扶養されていない、介護保険料を滞納していないなどの要件があります。
- 社会福祉法人等利用者負担減額率については、利用するサービス内容や申請者の状況によって異なります。
認定された場合には、「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」にて減額率をご確認ください。
- 社会福祉法人などが実施しているサービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）短期入所生活介護、介護福祉施設サービスに係る食費・居住（滞在）費については、特定入所者介護サービス費の支給がされている場合にのみ適用されます。
- 「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」を用いて減額を適用している事業所は、運営している社会福祉法人ごとに取扱いがことなるため、減額の有無などについては、サービス提供事業所へ直接確認してください。

経過措置による利用者負担軽減

〈旧措置入所者の利用者負担の特例〉

平成12年3月31日までに特別養護老人ホームに入所した方で、引き続きその施設に入所されている方。利用者負担が旧措置による入所中の費用徴収額を基本的に上回らないように、1割～3割の利用者負担と食費・居住費を軽減します。

〈障がい者ホームヘルプサービス利用者の支援措置〉

低所得者世帯であって障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用において境界層該当として定率負担額が0円である方で、65歳到達前の1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方などについては、サービスの利用者負担割合が0%（全額免除）となります。

